

MORC令和5年度第5回理事会議事録

開催日時 R5年7月30日(土) 19時から オンライン会議

出席者 赤石理事長、鈴木、橋内、佐藤敬、佐藤哲哉、乾、飯島監事、木村(記)

1. 報告事項(5/20以降)及び承認事項

1. R5年度港湾土地使用追加申請書(6/21)
2. 同上許可証受領(6/30)及び使用料納付(¥187,900円)この結果、上架用地は全てMORCが借用することとなった。震災前と同面積。
3. B栈橋増設に伴う変更申請を港湾事務所に届け出受理(7/19)
工事許可 月 日 増設工事は8/1から8/31まで1か月間。

(4) 艇登録変更届・・・承認

申請者 飯島俊彦さん 艇名 「HIPOCRATES」 ジャヌー29 Y23から乗り換え
申請書類は確認済

5. 栈橋申込 C23 申請者 飯島俊彦さん 7/1以降・・・承認
6. 新規入会会員申込・・・承認
宇久和良さん(72才) 神奈川県横浜市西区在住 井上さん推薦
D栈橋係留 艇名SARAH(ベネトー32S5)
7. 臨時係留艇受け入れ A栈橋7/15～19 艇名 「うめぼし」 艇長 増田潔さん
日本一週途上 FM館石さん対応

(8) A栈橋和解交渉経過報告 6/5 第3回和解交渉 於仙台地裁

【和解内容概要】

- ①A栈橋所有権はMORCであることを確認する。
- ②MORCはセイルヨットに対し、解決金として¥2,800万円を支払う。
- ③解決金の支払い期日は6月30日とする。
- ④A栈橋に係留中のセイルヨット7艇は6月29日までに移動を完了し
MORCに栈橋を引き渡す。移動完了を確認後、解決金を支払う。
- ⑤A栈橋修繕費はMORCが負担する。
- ⑥今後支払いが発生するA栈橋償却資産税はMORCが負担する。
- ⑦所有権者の名義変更時期は2025年(令和7年)4月1日以降とする。
(県の補助金受給の縛りが外れる時期)

【MORC対応】

従って、本報告を受け6/21理事会(紙上審議)にて七十七銀行より解決金¥

2800

万円の融資を受けることを決定し、6/30セイルヨットに支払いを完了した。

融資返済計画は月々¥369,972円、7年払い。

(9) 各委員会報告

①レース委員会

6/18仙台湾横断レース 8艇参加 1位アセーナ、2位ルパン、3位KAYA

7/8～9 Y23レッドベル杯実施 MORC後援レース

7/15青函カップレース 1位KAYA、5位ムーンライトExp IRCクラス

8/11親潮北上レース予定

9/2～3 Y23日本グランプリ予定

②海事思想普及員会

- ・親子ヨットスクール開催中 7/22～8/19計5回予定
- ・体験帆走開催（七ヶ浜町教育委員会要請） 8/12予定
- ・第2回セーリングツアー予定 9/8～10 鮎川方面

③総務委員会

- ・総務省東北総合通信局より「外資規制に関する事項の届け出について要請
理事監事の日本国籍を有する証明必要...海技免状写し添付
- ・MySAFより470全国大会協賛依頼...MORCとして4万円を協賛
- ・棧橋陸電装置の取扱いについて注意喚起あり（ジネット小野先生）
特にC棧橋係留艇の多くが常時陸電を使用しているため棧橋周辺で二次電池
と同一の現象が生じており電蝕や感電の危険性がある。実際に電蝕のためプ
ロペラが脱落したケースやバルブホールの腐食したケースが確認されてい

る。

従って直ぐに行える対策は帰宅時にコンセントを抜き、常時通電は止めることが求められる。近々小野先生からHPに掲載する注意喚起資料を作成して頂く予定。

2. 審議事項

資格停止中の井上会員の処遇と今後の進め方

1. 井上会員の資格停止解除について

令和4年12月17日（土）開催のMORC令和4年度第2回通常総会にてA棧橋訴訟の裁判が結審するまで、井上会委員の宮城外洋帆走協会会員資格停止処分が全会一致で決議されたが今年6月末をもって訴訟の和解が成立した。

従い、本理事会において井上会員の資格について審議した結果、会員資格停止解除を確認した。

2. 井上会員の今後の処遇について

井上会員の過去におけるMORC基金不正流用の事実が明確になっていることから井上会員の責任を明確にするため除名を含めた対応がMORCに求められている。従い、法律事務所の意見を参考にした上で理事会の方針を全会員に提案することとした。

以上